

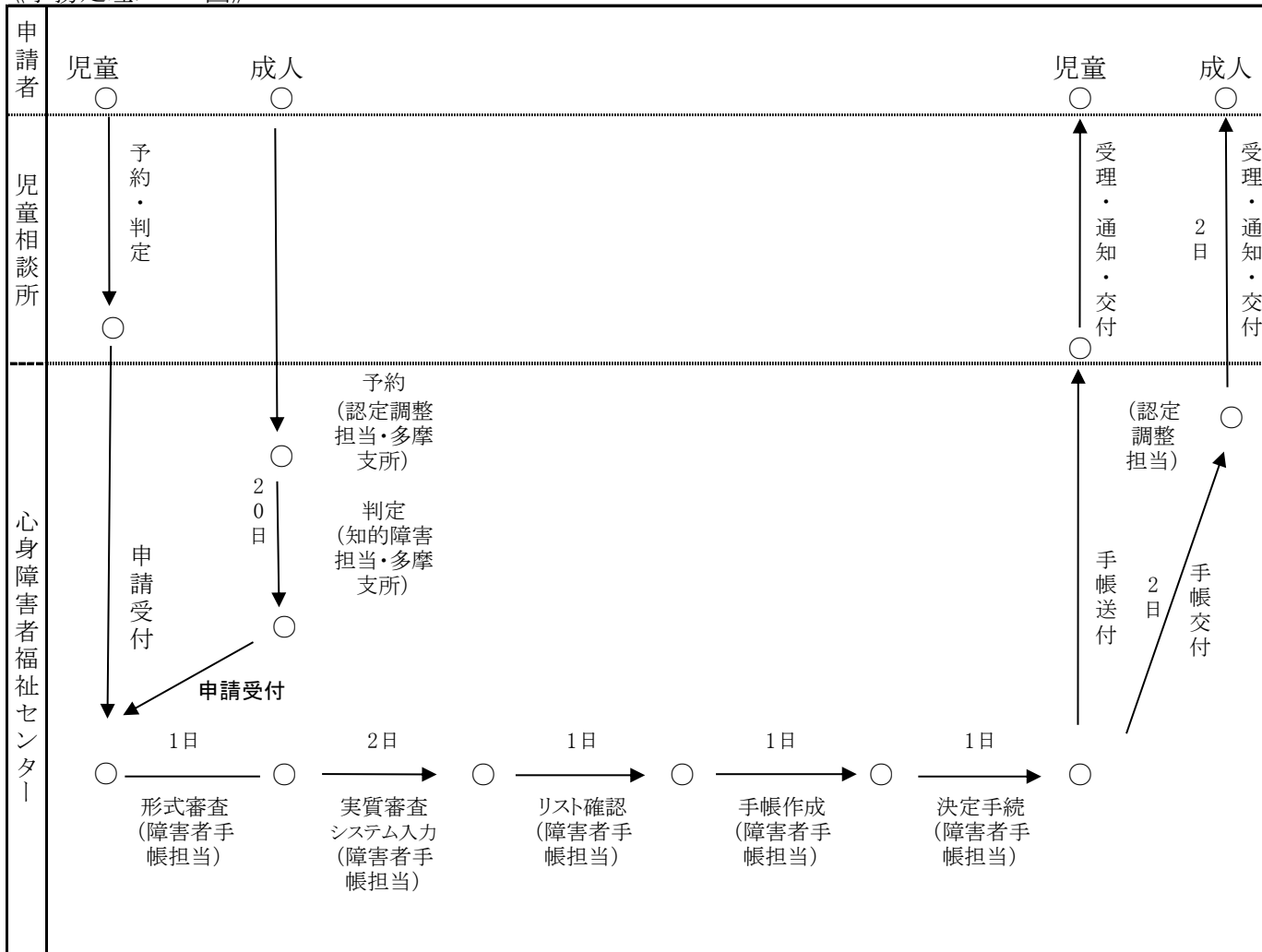
事務処理フロー図

事務名	愛の手帳更新
根拠法令	東京都愛の手帳交付要綱第7条

作成部署 福祉保健局心身障害者福祉センター障害認定課障害者手帳担当 電話3235-2963

標準処理期間計	30日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	判定	判定機関(児童は児童相談所、成人は心身障害者福祉センター認定調整担当・多摩支所)に判定を申し込み判定を受ける
2	申請受付	判定機関は、判定後、申請書及び判定書を審査部門(障害者手帳担当)へ送付
3	形式審査	申請書、判定書の記載漏れがないか、添付写真が規定どおりか確認
4	実質審査 システム入力	判定書の内容が交付要綱に該当するか審査し、申請書・判定書の内容をシステムに入力
5	リスト確認	チェックリストを出力し、入力内容を確認
6	手帳作成	手帳を印字し、写真貼付及び刻印
7	決定手続	審査等の結果に基づき、認定を決定
8	手帳送付	各判定機関へ手帳を送付
9	受理・通知	各判定機関は手帳を受理し、交付台帳等を作成し、申請者に連絡、手帳を交付
10		